

若年性認知症と診断されました。これからどうしたらよいでしょう？

事例紹介

アルツハイマー病と診断されたAさん、再就職しましたが…

Aさん(男性)は60歳まで大企業の管理職として働き、その後、関連会社に再就職しています。管理職だった頃、部下に「同じことを何度も聞きますね」といわれました。再就職後は、電車の中に重要な書類を置き忘れたり、目的地がわからなくなるなどのエピソードがあります。専門医を受診して、**アルツハイマー病**と診断されたAさんは「記憶が低下していくのを何とか遅らせたい」と思い、自らいろいろな脳トレに挑戦しました。現在は営業職であり、会社で報告書を書くために忘れないように、手帳にメモをしています。奥さんは、仕事がストレスになるのなら、退職するように勧めた方がよいのかと悩んでいます。



ご本人もご家族もこれからのことが不安ですね。
まずは、様々なことを相談できる場所を見つけましょう。

医療機関のソーシャルワーカー

患者の治療や経済的問題を含めた医療や生活に関わる相談援助を行います。



最寄りの地域包括支援センター

お住まいの地域にあり、専門職の人が認知症についての相談に対応します。



市区町村の窓口

介護保険や障害者福祉制度に関する相談ができます。



若年性認知症コールセンター

若年性認知症に関する様々な相談について、専門の教育を受けた相談員が対応します。



東京都若年性認知症総合支援センター

(NPOいきいき福祉ネットワークセンター)

若年性認知症支援コーディネータが電話・面談で相談を受けます。若年性認知症専門のデイサービスも併設されています。



家族会

若年性認知症に関する様々な相談について、介護の経験がある相談員が対応します。



その他の相談機関、相談窓口については
48ページ～49ページをご覧ください。





若年性認知症と診断されましたが、働ける職場はありますか？

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今いる職場で続けて働けるとよいでしょう。上司や、人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにします。仕事の内容によりますが、配置転換をしてもらったり、障害者雇用の枠に入るという方法*もあります。いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。



*認知症と診断されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

企業の障害者雇用

一般企業では、労働者の2.0%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。また、特殊法人と国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%以上となっています。



身体障害者手帳

「視覚障害」「肢体不自由」「内部障害」など身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害の程度によって1級から7級まであり、1級から6級まで手帳が交付されます。障害が固定、あるいは障害が6か月以上続いている場合に申請できます。



精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合、必要なサービスを受けるための条件があることを証明するための手帳です。障害の程度によって、1級から3級までに分けられています。医療機関に初めてかかった日(初診日)から6か月経過した時点での障害の程度で決められます。



*手帳の様子は自治体ごとに異なります。写真は名古屋市発行のもの。



最近、同僚(部下)の言葉や行動が以前と違っているのでは、認知症ではないかと思っています。どうしたらいいのでしょうか？

その人が信頼している上司や親しくしている同僚などから、悩み事やストレス、困ったことはないかを聞いてもらうとよいでしょう。本人に自覚症状が無いようであれば、家族に家庭での様子を聞き、受診を勧めてみる方法もあります。本人も悩んでいるかも知れませんが、本人の気持ちにも配慮し、同僚らが心配していることも伝えましょう。



職場でのサポートについては、下記の資料が参考になります。

東京都が作成した「若年性認知症ハンドブック—職場における若年性認知症の人への支援のために—」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2010/12/DATA/20kc3300.pdf>





会社に勤務していますが、若年 性認知症と診断されました。 どのような制度が 利用できますか？

診断後の生活を支える社会制度 には、次のようなものがあります。

自立支援医療(精神通院医療)

認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が1割に軽減されます。詳しくは、通院中の医療機関にお聞きください。



傷病手当金

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」又は「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度です。 病気やけがで3日以上休んだ場合、4日目から支給されます。



手帳・年金

認知症と診断された場合は、初診日から6か月経過すれば精神障害者保健福祉手帳を申請できます。血管性認知症などで身体的障害があれば、障害が固定あるいは6か月以上継続した場合は身体障害者手帳を申請できます。(7ページ)

障害年金は、病気やけがで仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金です。公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金など)の受給資格があり、障害者となった場合は、障害年金が申請できます。

加入中の年金は？

国民年金
(自営業・サラリーマンの妻など)



厚生年金保険
(会社員など)



共済年金保険
(公務員など)



請求先は？

市区町村役場
年金事務所

年金事務所

各共済組合

いつ請求できるの？

初診日から起算して1年6か月を経過した日
又は
1年6か月以内に症状が固定した日



会社を休職したときや、退職した後はどのような支援が受けられますか？

事例紹介

仕事でのミスが重なり退職へ…

Aさんは仕事でのミスが重なるようになり、自分から会社を退職しました。もともと明るく積極的な性格なので、仕事が忙しくてできなかった**趣味の活動**を始めました。音楽やスポーツなど多趣味なうえに、新しいことにも興味を示し、毎日外出するようになりました。

Aさんは職場を自ら退職しましたが、職場によっては、休職後退職となる場合もあります。



休職したら…

傷病手当金

➔ 9ページ



Q.休職中は給料が払われませんが、保険料はどうなりますか？

社会保険に加入している事業所にお勤めの方は、給料が支払われていなくても社会保険料（健康保険+厚生年金保険）は払わなければなりません。雇用保険料は支払う必要はありません。

退職したら…

雇用保険

会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、「求職活動」をして、「失業の認定」を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐにはできない場合は、ハローワークに届け出ることで、受給期間を延長することができます。

健康保険

退職後の「健康保険の加入」については、

- ① 現在の保険を一定の条件で任意継続する
 - ② 国民健康保険に切り替える、
 - ③ 家族の健康保険に加入する
- という3つの選択肢があります。



《その他》

住宅ローン

住宅ローンを契約する場合、金融機関は、融資に関する保証機関への加入を条件にしています。保証機関で団体信用生命保険に加入している場合、特約制度があり、「高度障害状態」になった場合、支払いが免除されることがあります。詳しくは、ローンの契約をした金融機関の担当者に尋ねて、契約内容を確認してください。

生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の納付は終了して、契約のみ残す方法もあるので、保険会社に相談しましょう。

高度障害保険金

高度障害*になった時に受け取れるもので、死亡保険金と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。



保険会社によって「高度障害」の認定条件が異なるので、加入している生命保険の約款を見たり、担当者に相談しましょう。



退職しましたが、本人が「仕事をしたい」といいます。 どうしたらよいでしょう？

事例紹介

アルツハイマー病の診断を受けたBさん、奥さんもうつ状態に…

Bさん(男性)は電気工事の会社に勤め、現場で働いていた55歳のころ、仕事先から会社に戻れなくなったり、仕事上の失敗が重なり、家族に相談なく退職してしまいました。その後医療機関で**アルツハイマー病**の診断を受けたBさんは、元気がなく無口でした。奥さんは、Bさんの病気、経済的な不安に加え、自分自身もうつ状態になってしまいました。さらに「**仕事がしたい**」と思いつめるBさんにどう対応していいのかわからなくなりました。**ハローワーク**で紹介された会社に就職しましたが、残業が多く、体力的に無理ということで、1週間で退職し、「もう仕事はできない」と落ち込んでしまいました。仕事以外に興味もなく過ごしてきたので、何をしたらよいのかわかりません。



働く意欲を保つには、さまざまな方法があります。

就労継続支援事業(障害者授産施設)での就労はそのうちの1つです

《就労継続支援事業》

障害者総合支援法によるもので、A型(雇成型)とB型(非雇成型)に分けられます。どちらにも、職業指導員や生活支援員がいて、仕事の指導や健康管理に気を配ってくれます。



A型は雇用契約に基づく就労の機会を提供する場所であり、一般就労に近い環境です。B型は就労より訓練やリハビリを目的とした日中活動の場ですが、作業量に応じて一定の報酬が支払われます。

退職した後も働きたい、

あるいは経済的な理由で働かなければならない場合の相談は、

① 復職を考えている場合

- 医療機関(メディカルソーシャルワーカーなど)
- 地域障害者職業センター



② 再就職を考えている場合

就労に必要な知識を身に付けたり、ジョブコーチなどの制度を利用できます。

- 地域障害者職業センター
- ハローワーク
- 障害者就業・生活支援センター



事例紹介

精神障害者授産施設で働く

Bさんは、病院の**ソーシャルワーカー**の勤めで、**就労継続支援事業**で働くことになりました。記憶力や計算などは障害されていますが、仕事への意欲はあり、自信の回復が見込めると考えられたためです。

就労継続支援事業では、若年性認知症を受け入れるのは今回が初めてであり、職員にも他の利用者にも戸惑いはありましたが、**ソーシャルワーカー**と連絡を取り合い、体験利用から正式利用へとつながっていきました。

Bさんの仕事は、病院や介護施設で使うリネンの回収・納品、洗濯、タオルたたみなどです。元の仕事とは全く違うことなので、施設では、本人のプライドにも配慮して対応していきました。

